令和 8 年 9 月 11 日

文部科学大臣 松本 洋平 殿

# デジタル教科書に関する大臣指針に対する要望

活字文化議員連盟

1、要望内容
(1) 紙の教科書を主軸とする学びの継承・発展を図ること
(2) デジタル教科書の使用による学力・健康への影響を継続的に検証すること

2、要望理由
(1) 我が国における教育の現場では、紙の教科書で「読み書き計算」の基礎を学び、思考力や集中力、読解力などを身につけてきた。日本語の運用能力や人間形成の力、感性や情緒を磨きあげるのに、これほど適した教材はいまのところ見当たらない。

今般の改正学校数育法とその関連法の施行により、令和 12 年度以降、各教科の教科書が「紙のみ」「紙とデジタルのハイブリッド」「デジタルのみ」の 3 形態となる。

令和 8 年 7 月に文部科学省が発表した『教科書の形態に関する意向調査結果』では、ハイブリッド教科書でも「ほぼ紙」をはじめ、紙中心の割合が高くなっており、「紙の学び」に対する国民の願望は衰えていない。

大臣指針の策定にあたっては、紙の学習に期待を寄せる国民の希望を十分に考慮し、紙を主軸にデジタルは補助的に活用する方向性を明確に示す必要がある。

以上のことから、小中学校の一貫した学びの場においては、日本語の学びに適した年齢について配慮し、小学校の 6 年間は紙の教科書による学びを徹底し、中学校では学習効果が期待される教科ではデジタルを活用するな

ど、教科毎の適正を配慮するとともに、年齢についても柔軟な姿勢で臨むよう要望する。

(2)子どもの 1 日の生活時間において、スマホや端末の使用が長時間化し、心身の健康障害や社会への適応能力が弱まるリスクなど様々な問題が指摘され、顕在化している。令和 12 年度からはデジタル教科書を通じて動画や音声にも使用義務がかかり、子どもたちの視聴時間はさらに長くなる可能性がある。
こうしたリスクについては十分かつ長期にわたる検証が必要であり、したがって大臣指針では、学校内外のデジタル画面の視聴時間の基準を設定する必要がある。

また、改正学校教育法の附帯決議でも、紙の教科書・デジタル活用、体験活動のベストミックスでバランスがとれた学びを実現することや、国は紙とデジタル教科書の最適な組み合わせについて多角的に調査研究を続け、エビデンスに基づく子どもの発達段階や教科の特性を踏まえた指針を示すことを明記している。こうした立法府の意志が大臣指針に反映されるとともに、デジタル教科書の使用によって学力や健康に対する負の影響が認められた場合は、躊躇することなく、政策の見直しを行うことを強く要望する。

以上